

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて」新旧

新	旧
<p>国自安第74号 国自貨第78号 国自整第68号 平成21年9月29日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 令和元年10月31日 一部改正 令和5年3月28日 <u>一部改正 令和7年2月28日</u></p>	<p>国自安第74号 国自貨第78号 国自整第68号 平成21年9月29日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 令和元年10月31日 一部改正 令和5年3月28日</p>
<p>各地方運輸局（関東・近畿除く）自動車交通部長 殿 （関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長</p>	<p>各地方運輸局（関東・近畿除く）自動車交通部長 殿 （関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長</p>
<p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて</p> <p>1（略）</p> <p>2（1）～（4）（略）</p>	<p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の細部取扱いについて</p> <p>1（略）</p> <p>2（1）～（4）（略）</p>

(5) 局長通達1(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第30条第1項又は第35条第6項の規定による認可を要する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業(以下「運送事業」という。)の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産(荷主関係、運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。)を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。

(6) (略)

3 (略)

4 局長通達4自動車等の使用停止処分関係

(1) 局長通達1(9)を適用して局長通達4(1)の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省物流・自動車局安全政策課及び貨物流通事業課に連絡するものとする。

(2)～(4) (略)

5 局長通達5事業停止処分関係

(1) 局長通達5の事業停止処分を行う場合は、事前に本省物流・自動車局安全政策課及び貨物流通事業課に連絡するものとする。

(2)～(13) (略)

6 局長通達6許可の取消処分関係

(1) 局長通達6(1)の許可の取消処分(所在不明事業者及び運輸開始の期限条件違反に係るものを除く。)を行う場合は、事前に本省物流・自動車局安全政策課及び貨物流通事業課に連絡するものとする。

(2)～(5) (略)

7 局長通達7行政処分等又は命令の公表関係

(1) 本省物流・自動車局及び地方運輸局は、行政処分等又は命令を行った場合

(5) 局長通達1(9)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第30条第1項又は第35条第8項の規定による認可又は届出を要する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業(以下「運送事業」という。)の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産(荷主関係、運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。)を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。

(6) (略)

3 (略)

4 局長通達4自動車等の使用停止処分関係

(1) 局長通達1(9)を適用して局長通達4(1)の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。

(2)～(4) (略)

5 局長通達5事業停止処分関係

(1) 局長通達5の事業停止処分を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。

(2)～(13) (略)

6 局長通達6許可の取消処分関係

(1) 局長通達6(1)の許可の取消処分(所在不明事業者及び運輸開始の期限条件違反に係るものを除く。)を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び貨物課に連絡するものとする。

(2)～(5) (略)

7 局長通達7行政処分等又は命令の公表関係

(1) 本省自動車局及び地方運輸局は、行政処分等又は命令を行った場合は、当

は、当該行政処分等又は命令について、次に掲げる事項を公表するものとする。

①～⑦（略）

(2)（略）

(3) 本省 物流・自動車局 は、毎月、その前月に行った行政処分等又は命令について、(1) ①から⑦までの項目をホームページで公表するものとする。

また、各運輸局等においても、これらの情報を本省 物流・自動車局 のホームページからリンクして公表するものとする。

(4)、(5)（略）

(6) 本省 物流・自動車局 は、6月ごとに、累積点数が21点以上の事業者について、管轄区域別に、累積点数ごとの事業者数を報道機関等への資料提供及びホームページへの掲載により公表するものとする。

8（略）

附 則（略）

附 則（令和7年2月28日 国自貨第676号、国自安第169号、国自整第235号 一部改正）

この通達は、令和7年4月1日から施行する。

該行政処分等又は命令について、次に掲げる事項を公表するものとする。

①～⑦（略）

(2)（略）

(3) 本省 自動車局 は、毎月、その前月に行った行政処分等又は命令について、(1) ①から⑦までの項目をホームページで公表するものとする。

また、各運輸局等においても、これらの情報を本省 自動車局 のホームページからリンクして公表するものとする。

(4)、(5)（略）

(6) 本省 自動車局 は、6月ごとに、累積点数が21点以上の事業者について、管轄区域別に、累積点数ごとの事業者数を報道機関等への資料提供及びホームページへの掲載により公表するものとする。

8（略）

附 則（略）

（新設）